

平成 30 年 3 月 14 日
企業会計基準委員会

実務対応報告第 38 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の公表

公表にあたって

平成 28 年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 62 号）により、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）が改正され、仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者に対して登録制が導入されました。これを受けて、当委員会では、仮想通貨の会計処理及び開示に関する当面の取扱いを明らかにすることを目的として審議を行ってまいりました。

今般、平成 30 年 3 月 9 日開催の第 380 回企業会計基準委員会において、標記の「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 29 年 12 月 6 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

本実務対応報告の概要

以下の概要は、本実務対応報告の内容を要約したものです。

■ 範囲（本実務対応報告第3項）

本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。

ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

■ 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理（本実務対応報告第5項から第13項）

➤ 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

- (1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。
- (2) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨について、活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する。

➤ 活発な市場の判断規準

活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとする。

➤ 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格

- (1) 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等を用いることとする。
- (2) 仮想通貨交換業者において、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等が「公正な評価額」を示している市場価格であると

きに限り、時価として期末評価に用いることができる。

➤ **仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い**

- (1) 活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合、活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理する。活発な市場が存在しない仮想通貨となった後の期末評価は、活発な市場が存在しない仮想通貨として行う。
- (2) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合、その後の期末評価は、活発な市場が存在する仮想通貨として行う。

➤ **仮想通貨の売却損益の認識時点**

仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。

■ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理（本実務対応報告第 14 項及び第 15 項）**

➤ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識**

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて仮想通貨を預かった時に、預かった仮想通貨を預かった時の時価により資産として認識する。

また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を、負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とする。

➤ **仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額**

仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離したうえで、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、仮想通貨交換業者の保有する仮想通貨と同様の方法により評価を行う。

また、仮想通貨交換業者は、預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とする。

■ **開示（本実務対応報告第 16 項及び第 17 項）**

➤ **表 示**

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通

貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示する。

▶ **注記事項**

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨、及び仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨について、次の事項を注記する。

- (1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
- (2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額
- (3) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が期末日において保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額。ただし、貸借対照表価額が僅少な仮想通貨については、貸借対照表価額を集約して記載することができる。

ただし、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。また、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合、注記を省略することができる。

■ **適用時期（本実務対応報告第18項）**

本実務対応報告は、平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる。

以 上

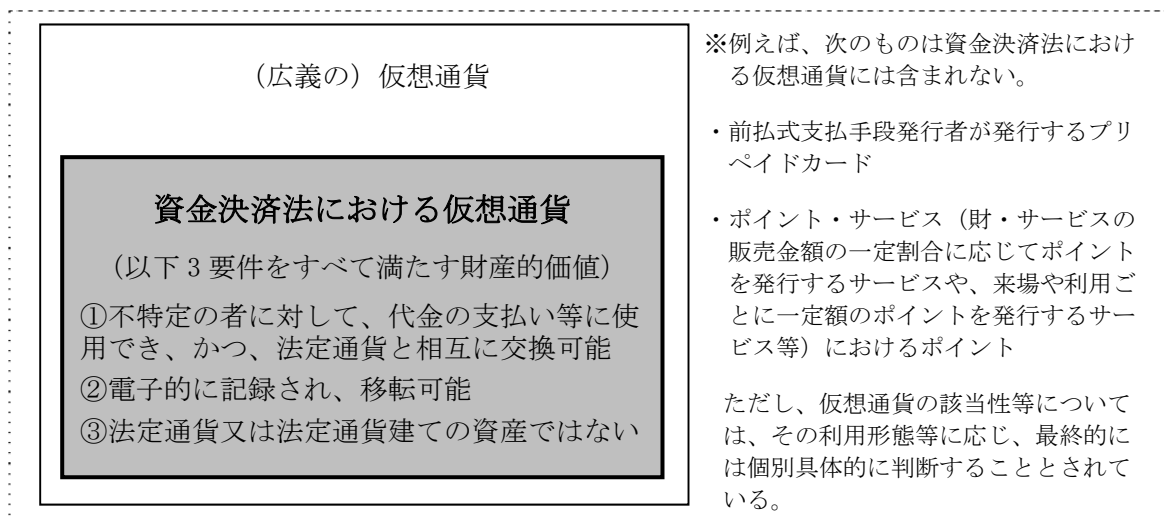
【参考 1】資金決済法における仮想通貨並びに仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所について

資金決済法上の仮想通貨は、次のいずれかに該当するものと定義されている（資金決済法第2条第5項第1号及び第2号）。

- (1) 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- (2) 不特定の者を相手方として、(1)の仮想通貨と相互に交換を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

資金決済法では、前払式支払手段発行者が発行するいわゆる「プリペイドカード」や、ポイント・サービス（財・サービスの販売金額の一定割合に応じてポイントを発行するサービスや、来場や利用ごとに一定額のポイントを発行するサービス等）における「ポイント」は、資金決済法上の仮想通貨には該当しないとされている。また、いわゆる仮想通貨が資金決済法上の仮想通貨に該当するか否かは、個別事例ごとに取引の実態に即して実質的に判断されるとされている（以下の図表1を参照）。

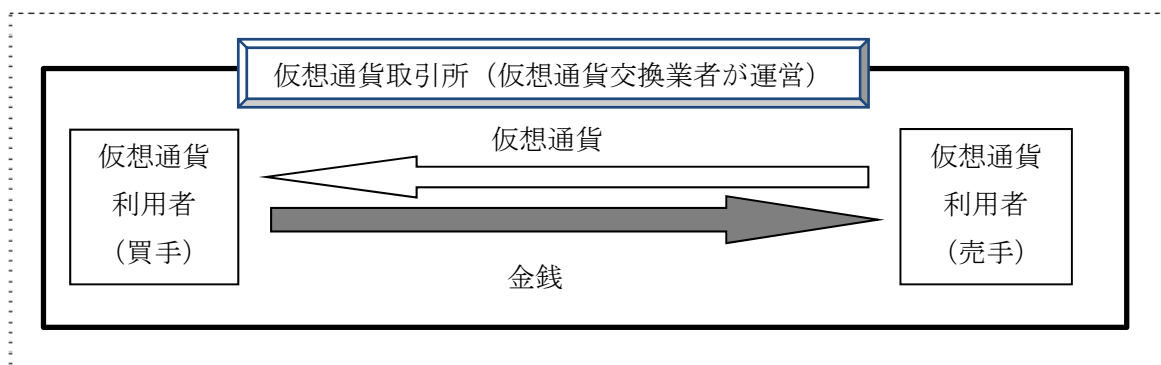
【図表 1】資金決済法における仮想通貨の範囲¹



¹ 本図表は当委員会事務局が作成したものである（作成にあたって、資金決済法及び金融庁より公表されている「仮想通貨交換業者関係（事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16）」を参考としている。）。

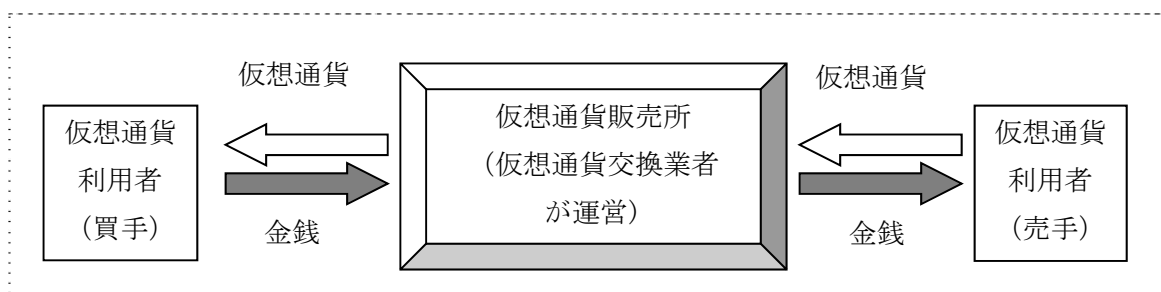
仮想通貨交換業者は、仮想通貨取引所の運営主体として仮想通貨利用者の間に立って両者を当事者とする仮想通貨の売買の成立に尽力する媒介等の委託取引業務を行う。この場合、仮想通貨交換業者は、仮想通貨利用者の仮想通貨の売り注文と買い注文を成立させるための交換市場を提供する（以下の図表 2 を参照）。

【図表 2】 仮想通貨取引所を通じた一般的な仮想通貨の取引



仮想通貨交換業者は、仮想通貨販売所における自己取引業務として、自らの資金を用いて仮想通貨を購入した上で、仮想通貨利用者に対して自らの利益のために仮想通貨の売却を行う（以下の図表 3 を参照）。

【図表 3】 仮想通貨販売所を通じた一般的な仮想通貨の取引



また、仮想通貨交換業者は、前述の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における業務を行うにあたり、仮想通貨利用者から仮想通貨の預託を受けることがある。仮想通貨の預託にあたっては、仮想通貨交換業者が仮想通貨利用者の仮想通貨を管理・処分するために必要な暗号鍵等を保管する。

以上

【参考 2】資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（抜粋）

第 2 条

- 5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
 - 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であつて、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第 1 号及び第 2 号に掲げる行為をいう。
- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
 - 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
 - 三 その行う前 2 号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること
- 8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第 63 条の 2 の登録を受けた者をいう。
- 第 63 条の 2 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。
- 第 63 条の 11 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。
- 2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。第 63 条の 14 第 3 項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。
- 第 63 条の 13 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その仮想通貨交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 第 63 条の 14 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

以 上